

## ② 施設入所中の児童の強制引取り等への対応について

施設入所をしている児童の強制引取り等が危惧される際の対応について、特別なケースであると考えられるが、ある自治体において、児童養護施設に児童福祉法第28条により入所措置されていた児童が親権者等により誘拐されて国外に連れ去られ、親権者等の共犯者が未成年者略取容疑により逮捕される事件が発生した。

今後、模倣等による類似の事件が発生することも危惧されるので、保護者によるつきまといや強制引取りが想定されるなど、子どもの安全に支障が生じる場合には、児童虐待防止法第12条第3項の規定により子どもの住所又は居所を明らかにしないことを徹底されたい。

また、公判記録から親権者等が子どもの現住所等を知りうる可能性もあるため、それらの情報の非開示を求める上申を裁判所に行うとともに、状況によっては、躊躇せず、同法第12条の4の規定による接近禁止命令を発出することも検討されたい。

なお、このような事態が想定される場合には、あらかじめ警察等と緊密な連携を図り、緊急時の対応を協議しておくなど関係機関等の連携を十分に図るようお願いする。

## ② 死亡事例等の検証等について

平成16年10月に社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が設置され、継続的・定期的に全国の児童虐待による死亡事例等を分析・検証し、全国の児童虐待への対応に携わる関係者が認識すべき共通の課題を明らかにするとともに、対応策の提言を行うことを目的に、これまで4次にわたる報告がとりまとめられている。また、平成19年の児童虐待防止法の改正により、

「国及び地方公共団体は児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行う」責務が規定され、20年4月から施行されている。痛ましい虐待による死亡事例が続いている中、「子どもの生命、成長発達を守ることは、国や地方公共団体のみならず、国民全体の責務であり、亡くなった子どもに報いるためにも過去の死亡事例からの教訓を十分にいかす必要があることや、これまでの提言が十分に活用されていない現状がある」ことを踏まえ、20年6月17日には、「第1次報告から第4次報告までの子どもの虐待による死亡事例等の検証結果総括報告」がとりまとめられた。

虐待による痛ましい深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないものであり、当該報告が今後の施策に活かされるよう再度の周知についてお取り計らい願いたい。

児童虐待防止法には、児童虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例についての地方公共団体の分析（検証）の責務が規定されており、死亡事例等が発生した都道府県等におかれては、できる限り速やかに当該事例の検証を実施し業務の改善に努めていただくとともに、当省に検証結果の報告をお願いする。

なお、平成21年度予算案において、外部有識者等をメンバーとし、児童相談所の業務管理等に関して定期的な評価、検証及び助言を行うための「評価・検証委員会設置促進事業」（児童虐待防止対策支援事業）を創設したところであるので、業務の再点検等にあたって活用願いたい。

## （２）児童相談所の体制強化について

### ① 児童福祉司等の配置について

虐待相談対応件数の増加や子どもの安全確認・安全確保の強化等を踏まえ、こうした業務を中心的に担う児童福祉司等のより一層の体制強化を図ることが課題となっている。

これらの職員の経費については、地方交付税により措置されているが、総人件費削減や地方公務員削減計画などにより増員措置が厳しい中、児童福祉司については、ここ数年、その業務の重要性等から増員が図られてきており、平成20年度においては、標準団体（人口170万人）当たり29人配置できるだけの経費が計上されているところである。

なお、20年度においては、児童福祉司の増員は図られたものの、各地域における児童相談所職員数等の実態を踏まえ、児童相談所のその他の職員について1名減員されたため、児童相談所職員の総数としては、対前年度と同数となっている。

厚生労働省では、各地方公共団体・関係団体の強い要望を受けて、21年度においても、引き続き、総務省に対して児童福祉司の増員要望を行っているが、20年度における措置状況からも、職員配置の実態が大きく影響を与えることも想定されるため、各地方公共団体におかれても、児童福祉司をはじめとする児童相談所職員の確保に積極的に取り組んでいただきたい。

特に、児童福祉司については、20年度では、人口5.9万人に1人を配置できるものとなっているが、地域によっては、この水準を下回っているところも見受けられるため、積極的な配置をお願いする。（関連資料6（58頁））

また、児童福祉司には保護者指導などの場面において、高い社会福祉援助技術が求められていることから、適切な人材の確保をはじめ、

各地方公共団体において現任職員に対する研修を積極的に実施又は団体等で実施される各種研修（関連資料13（106頁））を活用するなどにより、専門性の確保と向上に努められたい。

② 保護者指導の強化等について

児童虐待等により児童福祉施設への入所等の措置がとられている児童にとっても、その保護者からの虐待のおそれなくなり、再び一緒に生活することができることは、子どもの福祉にとって望ましいため、昨年12月に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第85号。以下「改正児童福祉法」という。）により、本年4月から児童福祉司等が行う子ども又はその保護者に対する指導について、委託先を社会福祉法人、NPO法人等に拡大し、家族再統合への取組の充実を図ることとした。

このような保護者への指導については、NPO法人等において開発・実践される専門プログラムが有効なケースもあると言われており、これらの機関の専門機能を活用することにより子どもの福祉の向上を図るひとつの手立てとしたいと考えている。

なお、平成21年度予算案において、児童相談所の保護者指導の強化のため、児童福祉施設への入所が長期化している子どもの保護者などに対し、児童福祉司と連携して子どもの養育方法等についてきめ細かな指導を行う保護者指導支援員の配置に必要な経費を計上（「保護者指導支援事業」（児童虐待防止対策支援事業））したところである。本事業では、保護者指導支援員を児童相談所に配置する又は事業を法人等に委託することも可能としているので、地域の実情に応じてご活用願いたい。

また、こうした事業と併せて、従来より児童福祉施設に配置されている家庭支援専門相談員や地域の関係機関の実施する保護者指導の取組とも連携し、多方面からの支援を行うなど、保護者指導の強化に努められたい。

③ 一時保護所の体制の充実について

一時保護所については、虐待相談件数の増加とともに保護人員、保護日数ともに増加傾向にあることから、一時保護中の子どもへの対応の充実が必要である。

ア 平成21年度予算案について

21年度予算案においては、以下のとおり各種充実策を講じているので、改善等の趣旨を十分にご理解いただき、常勤の心理職員の配置等に積極的に努められたい。

(ア) 一時保護所に配置する心理職員の常勤化

一時保護所のアセスメント機能や心理的ケアの充実のため、一時保護児童処遇促進事業の心理職員加算分保護単価を非常勤単価から常勤単価へと改善する。

○ 一時保護児童処遇促進事業（措置費）

心理職員加算分の保護単価 1施設当たり年額

1,629,270円 → 5,415,320円

(イ) 乳児等の一時保護受託加算の創設

児童相談所以外の施設等において乳児等（3歳未満児）の一時保護を受託する際に、乳児等のケア担当職員を配置し、支援体制を充実する。

○ 乳児等受入加算費（措置費）

乳児等1人当たり日額 2,190円

(ウ) 一時保護機能強化事業（児童虐待防止対策支援事業）の補助基準額の改善

学習環境の充実のための教員OBの配置や、虐待を受けた子どもと非行少年等を一つの空間で生活指導する混合援助等からくるトラブルの軽減・即時対応のための警察官OBの配置、外国人対応のための通訳の配置など、一時保護所に入所している児童の状況に応じた協力員の確保を図るため、補助単価を改善する。

○ 児童相談所1か所当たり年額

2,258,000円 → 1,640,000円×実施事業数（※）

（※）実施事業数とは、①学習指導協力員、②障害等援助協力員、③トラブル対応協力員、④その他のうち実際に確保した協力員の種別数をいう。

イ 一時保護施設等緊急整備計画の策定について

今年度においても、定員不足を生じている一時保護所を有する自治体については、「一時保護施設等緊急整備計画」の策定を求めることとしているのでご協力をお願いしたい。（関連資料7（59頁））

なお、本計画では、遅くとも21年度までに定員不足状態の解消をお願いしているところであり、来年度が最終年度となることから、緊急整備計画策定対象の地方公共団体におかれては、本年3月末までに策定した計画を提出するとともに、計画策定により行うハード交付金の優先採択等を活用し、早急に解消に向けた取組をお願いする。

また、来年度より、緊急整備計画策定対象（定員を超えて一時保護を行った日数が1日以上の一時保護施設を有する）となる地方公